

後期高齢者医療制度に加入している年金収入 80 万円以下の方へ 後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

次の「◆条件」に当てはまる方について、後期高齢者医療保険料の均等割（※1）の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」に変わります。保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

- ◆条件：①世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計額（※2）が33万円以下、かつ
②同じ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない

※1 均等割…保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

※2 収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入－公的年金控除」から更に特別控除15万円を引いた金額。

均等割額	平成30年度	令和元年度
本来の金額 10割：54,300円 (12ヶ月分)	 納付額1割 (5,400円)	 納付額2割 (10,800円)

保険料軽減の見直し Q & A

Q：今年度から、保険料の均等割の軽減を見直すのはなぜですか

A：保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設（平成20年）から当面の暫定措置として特例的に実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、制度本来の仕組みに戻すこととされていきました。医療保険を将来にわたり安心できる制度にするための見直しであることをご理解ください。

Q：今年度8割軽減になる人は、来年度以降も8割軽減ですか

A：これまでの9割軽減にあたる所得の方については、今年度は「8割軽減」、来年度以降は制度本来の仕組みである「7割軽減」に戻ります。

問 市民課 ☎ 63-1112

医療費を大切に使いましょう ～受診の仕方～

医療費は増加傾向にあり、医療費が増え続けると、国保税の引き上げや、医療保険制度の崩壊に繋がるかもしれません。

こういうことをしていませんか？

●紹介状なしで大病院を受診

初診時に通常の医療費のほか、「選定療養費」という特別料金の負担があります。

●同じ病気で複数の病院を受診

その都度初診料や検査費用が必要になり、医療費の増加の原因になります。

●緊急でないのに救急外来を受診

時間外加算などの医療費が加算されます。緊急性が高くない場合は、診療時間内に受診しましょう。

医療費を大切に使うために、こういったことをせず、緊急でやむを得ない場合を除き、まずはかかりつけのお医者さんに診てもらいましょう。気軽に相談に応じてもらえたり、適切な医療機関を紹介してもらうことができます。



夜間や休日に受診に迷ったら

●こうちこども救急ダイヤル（☎「#8000」）（相談時間：毎日20時～翌日1時）

●全国版救急受診アプリ（インターネットで「Q助」と検索）

7月号では「お薬のもらい方」を掲載予定です。問 市民課 ☎ 63-1112